

別冊

令和2年6月定例会

議案説明資料

予算に関する説明書

(知事等の給料の特例に関する条例)

総務部

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第 1 7 号	知事等の給料の特例に関する条例	行財政改革局 人事企画課	1

条 例 名 等	知事等の給料の特例に関する条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>約一月の間、鳥取県が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の対象とされたことに鑑み、それに相当する期間の給料を、知事及び副知事に支給しないこととする。</p> <p><b>2 概 要</b></p> <p>(1) 特例内容 令和2年6月分の知事及び副知事の給料月額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定による額から、その<u>10分の10に相当する額を減じて得た額</u>とする。 ※給料月額 知事：1,151,000円、副知事：906,000円</p> <p>(2) 施行期日 施行期日は公布の日とし、令和2年6月分の知事及び副知事の給料について適用する。</p>

#### 知事等の給料の特例に関する条例

令和2年6月分の知事及び副知事の給料月額は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号。以下「知事等給与条例」という。）第2条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその10分の10に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、知事等給与条例別表第1に定める額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月分の知事及び副知事の給料について適用する。